

株式会社外為どっとコム 外貨ネクストネオ取引約款 新旧対照表

<平成 27 年 10 月 31 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～第 1 3 条 (略)</p> <p>第 1 4 条 (定義)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 本条 1 項のいずれかに該当した場合、お客様が発注した新規注文および決済注文につき未約定の注文に関しては、当該事由に該当したことが判明した時点および当社が当該事由に該当すると合理的に判断した時点で、当社は取り消し得るものとします。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～第 1 3 条 (略)</p> <p>第 1 4 条 (定義)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 本条 1 項のいずれかに該当した場合、お客様が発注した新規注文につき未約定の注文に関しては、当該事由に該当したことが判明した時点で、当社は取り消し得るものとします。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>